

会計年度任用職員の任用（再度の任用を含む。）時に交付する「勤務条件通知書のイメージ」の作成等について

令和元年 10 月

全国町村会総務部法務支援室

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号。以下「改正法」といいます。）の施行が令和 2 年 4 月に予定されており、現在、各町村において、会計年度任用職員制度の導入に向けた準備が進められています。

当室では、これまで、町村における例規整備等を支援するため、「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」、「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則のイメージ」及び「〇〇町(村)会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のイメージ」等の資料を作成してきました（参考文書として掲示）。

改正法の施行を半年後に控え、各町村における例規の整備が進みつつあるところ、今後は会計年度任用職員制度の運用も課題となります。その中でも、会計年度任用職員を採用するにあたっては、その都度、その者の任期に加え、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)所定の勤務条件を明示しなければならないことから、その方法として、勤務条件通知書を交付することが同制度の運用において極めて重要な手続となります。

そのため、今回新たに、会計年度任用職員の任用（再度の任用を含む。）時に交付する「勤務条件通知書のイメージ」を作成いたしました。

同時に、これまで当室に寄せられた質問等を踏まえ、参考文書のうち 4 点についても改訂を行いました。

本資料が、会計年度任用職員制度への町村のスムーズな移行への一助となれば幸いです。本資料に関するご意見又はご質問につきましては、本書末尾記載の全国町村会総務部法務支援室にお問い合わせ下さい。

## 記

### 1 新規作成資料（1 点）

会計年度任用職員の任用（再度の任用を含む。）時に交付する「勤務条件通知書のイメージ」

本資料は、「労働条件通知書(一般労働者用；常用、有期雇用型)」(平成20年2月20日基発第0220006号、平成22年5月18日基発0518第1号)等をモデルに、会計年度任用職員用にその記載内容をアレンジしたものです。個々の記載内容に関しては、当室が作成した「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」等を前提にしている部分がありますので、それぞれの町村の例規に合わせて変更して下さい。

また、それぞれの項目について説明をするとともに、既に勤務条件通知書を準備している町村もあることから、当該勤務条件通知書に不備がないかどうかを確認するための「【参考②】勤務条件通知書のチェックリスト」を設けています。

## 2 改訂資料（4点）

今回、一部改訂を行ったのは次の①から④までの資料です。改訂の詳細につきましては、参考文書の「1. 変更履歴」をご確認下さい。

### ① 資料3（〇〇町(村)会計年度任用職員の給与決定の基準及び支給等に関する規則のイメージ）

近時、当室に対して質問が寄せられることの多い「号給調整の対象となる経験年数の範囲を限定する場合」についての説明を加筆しました。

### ② 資料5（〇〇町(村)会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のイメージ）

### ③ 資料7（「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」についての説明）

近時、当室に対して質問が寄せられることの多い「常勤職員の給料表の改定との関係」についての説明を加筆しました。

### ④ 資料8（「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則のイメージ」における給与決定の基準の説明）

#### 【お問い合わせ先】

東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館 西館3階  
全国町村会総務部法務支援室  
室長 弁護士 西ヶ谷 尚人  
電話：03-3595-2002 F A X：03-3593-8160

